

国際課税のケース・スタディ

国内SPCの出現と過少資本税制の課税関係 (類似業種比準比率の採用の適否)

税理士 高山 政信

〔事例〕

当社は、匿名組合形態でわが国の証券化ビジネスに参入しているケイマンに本拠を置くSPC(外国法人)である。最近、国内SPCの使い勝手がよくなってきたことから国内SPCを使った証券化ビジネスが成立したとの情報があるが、その場合、当社の過少資本税制の適用上、類似業種比準比率を適用する場合、当該国内SPCの資本・負債比率を利用することができるか。

〔ポイント〕

わが国への対日投資を考える場合、海外に特別目的会社(SPC)を設立し、そこを拠点として日本へ進出することが一般的に行われているが、場合によっては当該SPCの外部資金調達に関して過少資本税制の適用があると考えられている。その場合の類似業種比準比率の採用の適否について、以下の観点から検討する。

- 1 過少資本税制の概要
- 2 外国法人に対する過少資本税制の概要
- 3 類似業種比準比率の採用
- 4 国内SPCの内容

〔検討〕

1 過少資本税制の概要

過少資本税制とは、法人の海外の関係会社からの借入金が、原則として、自己資本持分の3倍を超える場合には、その超過額に対応する支払利子は、損金の額に算入されない制度である。外部から資金を導入する場合、資本で導入すると株主への支払、すなわち、配当は損金に算入されないので、借入金等の外部負債による場合その利息は損金に算入される。特に海外への支払の場合、その弊害が大きいとして世界の各国で同制度が導入されている。

法人の各事業年度の国外支配株主等に対する利付負債の平均残高が、国外支配株主等の当該法人に対する資本持分等の3倍を超える場合には、当該事業年度において国外支配株主等に支払う負債の利子のうち、その超過額に対応する部分の金額は、損金の額に算入されない。ただし、各事業年度の利付負債総額の平均残高が当該事業年度の自己資本の額の3倍以内であれば、この制度は適用しない。

2 外国法人に対する過少資本税制の概要

この制度は、外国法人に対しても、内国法人

と同様に適用されるが、外国法人であることの特殊性から、国内で事業を行う外国法人が、国外関連者等に支払う負債の利子で国内において事業を行うものに限って過少資本税制が適用されることとされている。

(1) 負債等の範囲

国外支配株主等に対する利付負債及び国外支配株主等に支払う負債の利子は、いずれも、外国法人の国内において行う事業に係るものに限られている。

(2) 自己資本の額及び国外支配株主等の資本持分

外国法人の自己資本の額は、内国法人の場合と同様であるが、その計算の基礎となる総資産と総負債は、いずれも国内において行う事業に係るものに限られる。また、自己資本の下限となる資本等の金額は、当該外国法人の資本等の金額に、総資産の帳簿価額のうちに占める国内事業に係る資産の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額とされている。

国外支配株主等の資本持分は、100%子会社の場合と同様に、自己資本の額と同額とされている。

(3) 適用除外の対象とされる負債の利子

過少資本税制は、クロスボーダーの取引を適用対象としているため、国外支配株主がわが国に支店等の恒久的施設を保有して、法人税の対象となる国内源泉所得に該当する負債の利子については、同税制の適用がないこととされている。

(4) 過少資本税制の対象となる外国法人の範囲

措置法66条の5第7項では、内国法人に適用される規定は、国内において事業を行う外国法人が支払う負債の利子（国内において行う事業

に係るものに限る。）について準用されている。したがって、わが国に法人税法141条1項から3項に規定する恒久的施設を有する外国法人だけでなく、国内に恒久的施設を有しない外国法人であっても、国内において事業を行っていると認められる場合は、適用があることとされている。

(5) 事業の意義

過少資本税制における「(外国法人の)事業」は投資事業をも含む一般的な営利的活動という程度に解釈するものと考えられている。

3 類似業種比準比率の採用

内国法人は、法人税の申告に当たり、負債・資本比率について、法律で定める3倍に代えて、同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの借入・自己資本比率に照らし妥当な倍数を用いることができることとされている。

この場合に用いる類似法人の負債・資本比率は、類似法人の各事業年度終了の日における資本金、法定準備金及び剰余金の合計額に対する比率とされている。

これらにより、納税者は、同業者も第三者から同程度の借入れを行っているのであるから、自己の負債・資本比率は妥当なものであるとの主張を行うことになる。

4 国内SPCの内容

新聞報道によると、内国法人の本社ビルの証券化に当たって、内国法人である国内SPCを使ったスキームを利用した最初の事例が出てきたようである。「特定持分信託方式」と呼ばれるもので、2000年の秋に解禁されてから初めて実用化されたもので、海外のSPCを用いるこ

となく、国内の仕組みだけで完結できる「純国内版」の不動産証券化ビジネスの第1号となつたようである。

特定持分（資本金に相当）を当該内国法人が保有し、それ以外の特定社債や優先出資証券などを第三者からの外部負債に依存するというものである。

ここでいう類似法人とは、業種業態、規模、自己資本の額その他の状況が類似している法人をいうことになるが、同社1社だけであっても、それだけで類似法人として否認されるべきではないと考える。ただし、類似業者といつても含み益が多かったり、関係会社からの借入金が多く含まれている特殊な法人の比率は、ここでい

う類似法人の比率とはいえないものと考えられている。

5 結論

国内SPCの業態が、その実態や内容から判断して海外SPCと類似の業種と認定できるのであれば、国内SPCの資本・負債比率を利用できようが、特定持分の部分が海外SPCに比べて大きすぎる等の細部の違いに拘泥すると、適用を認められない可能性もある。課税の安定等を考慮すると、SPCの課税関係について、何らかの基準が課税当局から公表されることが望まれる。

株式公開の基準・取扱い等の解釈上の疑問点をQ&A形式でわかりやすく解説!

株式公開の実務Q&A=改訂=

朝日監査法人 企業公開部 編集 ◎B5判・520頁・本体価格4,600円(税別)(￥450円)

公開基準の緩和、NASDAQ・ジャパン、マザーズ等の新規市場の創設等、最近の株式公開の環境の変革を踏まえ、公開実務に長く携わってきた公認会計士が、株式公開を目指す会社の実務担当者を対象に、株式公開の基準や取扱い等の解釈における疑問点等を、Q&A形式でわかりやすく解説。



平成12年11月「投資信託法改正」に完全対応!

詳解 投資信託法

乙部辰良 著 ◎A5判・272頁・本体価格3,500円(税別)(￥340円)

平成12年12月現在の投資信託法について、法律、施行令、施行規則の内容を他の準用条文を含めながらわかりやすく解説。本法の条文の体系によらず、投資信託委託業者、各種投資信託、投資法人の仕組み・業務等といった実務の流れに沿って体系化し、内容的に理解しやすいような目次構成とした。

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<http://www.daiichihioki.co.jp>



第一法規

TEL 0120-203-696
FAX 0120-202-974

※詳細カタログ送呈